

市場アクセス

< 論 点 >

関税水準及びアクセス数量の設定のあり方

輸出国側は、関税水準の大幅削減又は廃止、アクセス数量の大幅な拡大を主張している。

< 現 状 >

〔関税措置〕

現行の規律

- ・ 輸入数量制限等の関税以外の国境措置は原則全て関税措置に置き換える。

U R 合意による削減幅

- ・ 1995～2000年までの6年間で、農産物全体で36%（品目毎に最低15%）削減

〔アクセス数量〕

U R 合意で関税化した農産物については最低限のアクセス機会（極めて低関税による輸入枠、国内消費量の5%）を提供。

対応方針

関税水準やアクセス数量の設定に際しては、農業の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保等に配慮し、各国における生産・消費の実情、国際需給等を踏まえ、品目毎の柔軟性を確保して適切に設定する。